

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第20号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請書の様式)</p> <p>第2条 略</p> <p>第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>年 月 日</p><p>香川県教育委員会殿</p><p>設置者名 印</p><p>博物館登録申請書</p><p>博物館法第11条の規定により次のとおり博物館登録簿に登録下さるよう別紙関係書類を相添え申請する。</p><p>記</p><p>1 設置者の名称及び<u>私立博物館</u>にあっては<u>設置者の住所</u></p><p>2 名 称</p><p>3 所在地</p></div>	<p>(登録申請書の様式)</p> <p>第2条 法第11条に規定する登録申請書は別記第2号様式とする。</p> <p>第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>年 月 日</p><p>香川県教育委員会殿</p><p>設置者名 印</p><p>博物館登録申請書</p><p>博物館法第11条の規定により次のとおり博物館登録簿に登録下さるよう別紙関係書類を相添え申請する。</p><p>記</p><p>1 設置者の名称及び<u>民法第34条の法人又は宗教法人</u>にあっては<u>その住所</u></p><p>2 名 称</p><p>3 所在地</p></div>

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第11条 略 (1)・(2) 略 (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号。以下「 <u>公益的法人等派遣条例</u> 」といふ。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合 (4)～(7) 略 2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは <u>公益的法人等派遣条例</u> 第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。 (管理職手当の支給) 第20条 略 2・3 略 4 略 (1)・(2) 略 (3) <u>公益的法人等派遣条例</u> 第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（ <u>公益的法人等派遣条例</u> 第3条第1号に規定する派遣先団体をいふ。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に	第11条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。 (1)・(2) 略 (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号。以下「 <u>公益的法人等派遣条例</u> 」といふ。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合 (4)～(7) 略 2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは <u>公益的法人等派遣条例</u> 第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。 (管理職手当の支給) 第20条 略 2・3 略 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第29条第1項の場合及び次に掲げる負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。 (1)・(2) 略 (3) <u>公益的法人等派遣条例</u> 第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（ <u>公益的法人等派遣条例</u> 第3条第1号に規定する派遣先団体をいふ。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規

規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病

(4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次号において同じ。）による負傷若しくは疾病

(5) 略

定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病

(4) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次号において同じ。）による負傷若しくは疾病

(5) 略

（産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 産業教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和33年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条 略	第5条 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 略	(3) 勤務しなかった場合（公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第29条第1項に規定する休職の場合及び次に掲げる負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病	ウ <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病
エ <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> （平成	エ <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> （平成12

12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第1項に規定する特定法人をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。才において同じ。)による負傷若しくは疾病

才 略

年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第1項に規定する特定法人をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。才において同じ。)による負傷若しくは疾病

才 略

(定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則(昭和35年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給方法) 第3条 略	(支給方法) 第3条 定時制通信教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 略
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> (平成13年香川県条例第47号) 第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)をいう。)による負傷若しくは疾病	ウ <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> (平成13年香川県条例第47号) 第4条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)をいう。)による負傷若しくは疾病
エ <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> (平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第1項に規定する特定法人をいう。)において就いていた業務に係	エ <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> (平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第1項に規定する特定法人をいう。)において就いていた業務に係

る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。才において同じ。）による負傷若しくは疾病

才 略

業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。才において同じ。）による負傷若しくは疾病

才 略

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第5条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の支給を受ける職員) 第2条 略	(期末手当の支給を受ける職員) 第2条 条例第24条の3第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(5) 略 (6) 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）及び <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号。以下「 <u>公益的法人等派遣条例</u> 」といふ。）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「 <u>公益的法人等派遣職員</u> 」といふ。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。） (7)～(9) 略
第3条 略	第3条 条例第24条の3第1項後段の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)・(2) 略 (3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあっては、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となった者 ア・イ 略 ウ <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> （平成12年法律第50号。以下「 <u>公益的法人等派遣法</u> 」といふ。）第10条第2

<p>項目に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第8条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 外国派遣職員及び<u>公益的法人等派遣職員</u></p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>公益的法人等派遣職員の派遣先団体</u>（<u>公益的法人等派遣条例</u>第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定</p>	<p>規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第8条 条例第24条の6第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、基準日に在職する職員（同条第5項において準用する条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 外国派遣職員及び<u>公益法人等派遣職員</u></p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 負傷又は疾病（次に掲げる負傷又は疾病（以下「公務上の負傷等」という。）を除く。）により勤務しなかった期間から公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日並びに勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、教育委員会の定める期間を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>公益法人等派遣職員の派遣先団体</u>（<u>公益法人等派遣条例</u>第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する</p>
---	--

する通勤に該当するものに限る。)をいう。)による負傷若しくは疾病

工 退職派遣者の特定法人(公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する特定法人をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。才において同じ。)による負傷若しくは疾病
才 略

(7)～(10) 略

通勤に該当するものに限る。)をいう。)による負傷若しくは疾病

工 退職派遣者の特定法人(公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する特定法人をいう。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。才において同じ。)による負傷若しくは疾病

才 略

(7)～(10) 略

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第6条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(人事交流等により異動した場合の号給) 第15条 略	(人事交流等により異動した場合の号給) 第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。 (1) 略 (2) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> (平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者 (3)・(4) 略
(復職時等における号給の調整) 第34条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第3条第2項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)、 <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> (平成13年香川県条例第47号)第4条第1号に規定する派遣職員(以下「 <u>公益的法人等派遣職員</u> 」といふ。)若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇	(復職時等における号給の調整) 第34条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第3条第2項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)、 <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> (平成13年香川県条例第47号)第4条第1号に規定する派遣職員(以下「 <u>公益的法人等派遣職員</u> 」といふ。)若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のた

のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第9）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第9 休職期間等換算表（第34条関係）

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
略	3分の3以下
公益的法人等派遣職員の派遣	
略	
略	

め引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第9）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第9 休職期間等換算表（第34条関係）

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
略	3分の3以下
公益法人等派遣職員の派遣	
略	
略	

（住居手当に関する規則の一部改正）

第7条 住居手当に関する規則（昭和49年香川県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条の3 条例第22条の2第1項第3号の教育委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の教育委員会が人事委員会に協議して定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては当該適用、<u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあっては当該復帰。次条において同じ。）の直前の住居であった住宅（教育委員会が管理する宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものと</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条の3 条例第22条の2第1項第3号の教育委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の教育委員会が人事委員会に協議して定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては当該適用、<u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあっては当該復帰。次条において同じ。）の直前の住居であった住宅（教育委員会が管理する宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとし</p>

して教育委員会が人事委員会に協議して定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

て教育委員会が人事委員会に協議して定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第8条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(権衡職員の範囲等)	(権衡職員の範囲等)
第5条 略	第5条 条例第22条の4第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> （平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者	(4) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> （平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
(5) 略	(5) 略
2 略	2 略
3 略	3 条例第22条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと（以下この号及び第7号において「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に勤務する学校に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員	(1) <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと（以下この号及び第7号において「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に勤務する学校に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
(2)～(8) 略	(2)～(8) 略

別記様式（第7条関係）

所属長印	単 身 赴 任 届				
	殿				
<p>単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票の写し等証明書類 通添付)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 受理</p>					
略					
〔記入上の注意〕					
1～6 略					
7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者にあっては、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。					
8～12 略					
別紙 略					

別記様式（第7条関係）

所属長印	単 身 赴 任 届				
	殿				
<p>単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票の写し等証明書類 通添付)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 受理</p>					
略					
〔記入上の注意〕					
1～6 略					
7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者にあっては、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。					
8～12 略					
別紙 略					

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第9条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 当該年の前年において<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下この号において「<u>公益的法人等への退職派遣者</u>」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあっては、任命権者の定める日数）に当該年</p>	<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第9条 条例第12条第1項の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の教育委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 当該年の前年において<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下この号において「<u>公益的法人等への退職派遣者</u>」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあっては、任命権者の定める日数）に当該年</p>

の前年における公益的法人等への退職派遣者として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 略

年における公益法人等への退職派遣者として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 略

(香川県立ミュージアム規則の一部改正)

第10条 香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の減額)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) かがわウェルカムカード（社団法人香川県観光協会<u>（昭和45年9月21日に社団法人香川県観光協会という名称で設立された法人をいう。）</u>が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者</p> <p>(2) 文化観光施設入場割引券（財団法人高松観光コンベンション・ビューロー<u>（平成6年9月27日に財団法人高松観光コンベンション・ビューローという名称で設立された法人をいう。）</u>が県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(観覧料の減額)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、企画展示室及び特別展示室の観覧料を団体で利用する場合における歴史展示室、企画展示室及び特別展示室の観覧料に相当する額に減額する。</p> <p>(1) かがわウェルカムカード（社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者</p> <p>(2) 文化観光施設入場割引券（財団法人高松観光コンベンション・ビューローが県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

(香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第11条 香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成12年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 教育に関する<u>特例民法法人の解散を命ずること及び公益信託の引受けの許可をすること。</u></p> <p>(14)～(22) 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 教育に関する<u>法人の設立許可及び許可の取消し並びに公益信託の引受けの許可をすること。</u></p> <p>(14)～(22) 略</p>

(平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第12条 平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略 ア～カ 略 <u>キ 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略 ア～ウ 略 <u>エ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者 オ～キ 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～カ 略 <u>キ 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 人事交流等職員 次に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。 ア～ウ 略 <u>エ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者 オ～キ 略</p>

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第13条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 略	1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)
2 略	2 給料の調整を行う職を占める職員（以下「給料の調整額適用職員」という。）で、その者に係る改正後の別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第8条の2の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る公立学校職員の給料等の支給に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。 (1)～(4) 略
3 略	3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。 (1)～(3) 略 (4) 施行日以後に、国家公務員、地方公共団体の職員（職員を除く。）、 <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> （平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者その他教育委員会が人事委員会に協議して定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に、同日にその者に適用されることとなる暫定調整基本額
4 略	4 略

(香川県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第14条 香川県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和45年香川県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電磁的記録による保存の適用範囲) 第3条 略	(電磁的記録による保存の適用範囲) 第3条 書面保存等条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表に掲げる条例等の規定による書面の保存とする。
(電磁的記録による作成の適用範囲) 第5条 略	(電磁的記録による作成の適用範囲) 第5条 書面保存等条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表に掲げる条例等の規定による書面の作成とする。
別表（第3条、第5条関係） <p style="margin-left: 2em;">香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和56年香川県教育委員会規則第31号）第27条（電磁的記録による保存又は作成について、信託法（平成18年法律第108号。同法に基づく政令及び法務省令を含む。）に別段の定めがあるものを除く。）</p>	別表（第3条、第5条関係） <p style="margin-left: 2em;">1 <u>香川県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和45年香川県教育委員会規則第8号）第10条</u> 2 <u>香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和56年香川県教育委員会規則第31号）第27条（電磁的記録による保存又は作成について、信託法（平成18年法律第108号。同法に基づく政令及び法務省令を含む。）に別段の定めがあるものを除く。）</u></p>

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則別表第1項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。